



島根県報

平成29年6月30日（金）

第2,916号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
国土調査の指定（2件）	（用 地 対 策 課）	2
土砂災害警戒区域の指定（2件）	（砂 防 課）	3
土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）	（ " ）	4

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	4
----------------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県防災ヘリコプター（JA32AR）定時点検整備に係る随意契約の相手方等	（消 防 総 務 課）	7
島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	7

【正 誤】

平成29年5月9日付け島根県報第2,901号中	（農 村 整 備 課）	8
平成28年12月20日付け島根県報第2,863号中	（選 挙 管 理 委 員 会）	8

告 示**島根県告示第362号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字榎原2705から2707まで、2711

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第363号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成29年 6 月20日	出雲市	西山中①地区 本郷①地区	告示の日から平成30年 3 月31日まで 告示の日から平成31年 3 月31日まで

島根県告示第364号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成29年 6 月22日	飯南町	頓原街区 1 地区	告示の日から平成32年 3 月31日まで

島根県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

上の谷下B、釜口B、平原下の下E、平原下の下F、金山上I、引明B、大田屋B、中郷F、上ヶ山K、上峠D、上峠E、横尾D、中E、河内M、喜阿弥町郷F、西迫E、郷西B、乙子町下組J、隅村F、八ヶ瀬E、小野G、角井L、角井M、第一揚水機場、飯田町矢原、持石J、廿子E、海老山八幡宮、松ヶ丘、万葉の里ニュータウン、川登上D、大道D、上市原A、西側C、東町B、旭町M、久城西F、青葉台B、赤城町、土井町、多田町郷A、多田町郷B、多田町郷C、多田町郷D、上津田G、寺坂C、黒石G、西浜B、島田屋、遠田町郷、遅越、笹倉A、笹倉B、板井川A、堀河3、堀越二反田F、丸茂郷K、丸茂郷L、久原郷G、下道川下G、下道川下J、矢尾J、茶屋E、大津C、上内谷F

(2) 土石流

東長沢J、久保溢D、三谷中Cノ谷、小原郷Dノ谷、堀河Fノ谷、都茂上Kノ谷、丸茂郷下ノ谷B、丸茂郷下ノ谷C、小田又Hノ谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第366号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

安来市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

利弘C、矢田D、矢田H、矢田I、西赤江B、古川A、上り原C、西の谷L、板橋D、板橋C、嫁来い橋西A、兎谷橋西A、梶福留C、古市4、古市3、松本E、虫木C、虫木B、虫木7、虫木8、道城F、長大寺東、天神E、天神F、須山川北、福富D、福富E、北之前E、北之前F、横屋B、日山A、井尻八幡宮東、下組D、坂原F、坂原G、六呂坂G、赤屋H、本郷J、奥の谷I、月坂B、本郷K、仲村C、奥の谷H

(2) 土石流

下明L

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成18年島根県告示第1143号、平成19年島根県告示第77号、平成19年島根県告示第159号及び平成20年島根県告示第2号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年 6 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

喜阿弥港西、乙子町下組F、市原C、長沢町柿原A、赤城B、笠A、道谷下D、七村A、小原K、小原I、小原G、上内谷E、土井ノ原C、長尾原C

(2) 土石流

産業高校溢、廿子B、角井K、中津田A、笹山B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第368号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年島根県告示第178号、平成19年島根県告示第203号及び平成25年島根県告示第563号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年 6 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

安来市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

飯田東、三本柄峠南A、柿根A、梶F、市原C、松本E、永田B、虫木A、八幡原B、上の台B、本郷G、永江D、永江B、六呂坂A、水木原B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表す

る。

平成29年 6 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で119,928トン（平成27年）、生産額で208億7,000万円（平成27年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な^は這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成28年1月から同年12月まで	43,000
2	まいわし	平成28年1月から同年12月まで	94,000
3	まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	29,000
4	するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月まで	若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成29年 1 月から同年12月まで	37,000
2	まいわし	平成29年 1 月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成29年 7 月から平成30年 6 月まで	24,000
4	するめいか	平成29年 4 月から平成30年 3 月まで	若干
5	ずわいがに	平成29年 7 月から平成30年 6 月まで	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成28年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	41,000
2	まいわし	中型まき網漁業	93,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	28,000

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成29年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	35,000
2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	23,000

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないように、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等又は役務の名称及び数量

島根県防災ヘリコプター（J A32AR）定時点検整備 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 6 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 毛利 充臣 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1

5 随意契約に係る契約金額

37,147,723円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 6 月30日

- 1 件名及び数量
島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 中国支店長 渡邊 祐史 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号
- 5 落札金額
1,172,815,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成29年4月11日

正**誤**

平成29年5月9日付け島根県報第2,901号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第262号中	長廻 毅 出雲市灘分町1941番地 常松 光政 出雲市灘分町2012番地 久家 繁信 出雲市灘分町46番地	常松 光政 出雲市灘分町2012番地 日野 善勝 出雲市灘分町1866番地

平成28年12月20日付け島根県報第2,863号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	下から7	島根県選挙管理委員会告示第44号	島根県選挙管理委員会告示第45号